

けんぽQ&A

Series 46

Q 健康保険における標準報酬月額の基になる「報酬の範囲」について教えてください。

A 「標準報酬月額」は、出産手当金や傷病手当金、健康保険料等を算出する基準となるものです。

この標準報酬月額の基礎となる報酬とは、金銭・現物を問わず、原則として被保険者が会社から労務の対償として支給されるすべてのものを含みます。

ただし、労務の対償として支給されるものでも、臨時に支給されるものなどは、報酬の範囲から除かれます。

	通貨によるもの	現物によるもの
標準報酬月額の対象となるもの	基本給（月給・週給・日給など）、能率手当、残業手当、勤務手当、役付手当、精勤手当、家族手当、日・宿直手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、会社等から支給される私傷病手当、賞与・期末手当（年4回以上支給されるもの）等	通勤定期券、自社製品、被服（勤務服でないもの）、食事、住宅 等
標準賞与額の対象となるもの	賞与・期末手当（年3回以下支給されるもの）、寒冷地手当 等	現物で支給される賞与 等
標準報酬月額・標準賞与額の対象にならないものの	大入袋、入院見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、仕事上の交際費、慶弔費 等	制服・作業衣、見舞品、生産施設の一部である住居 等